

○大蔵委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件	名	院議先	月 提出	付 委員会	参 議	議 员会	院	衆 議
20	昭和六十年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案	衆	六一'10三一	六一'10三一 (予)	六一'11天 可	六一'11六 決	六一'11六 可	六一'11六 決	六一'11七 可

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件	名	提 出 者	提 出 日	予 備 送	本 院 へ 提	付 委 員 会	參 議 院	衆 議
9	昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長	(大二三九)	六一'二三九	付月日	本院へ提	付委員会	參議院	衆議院

昭和六十年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案（閣法第二〇号）

要旨

本法律案は、歳入歳出の決算上の剩余金のうち二分の一

を下らない金額を公債又は借入金の償還財源に充てなければならぬこととしている財政法第六条第一項の規定について、昭和六十年度の剩余金については、これを適用しないこととするものである。

なお、昭和六十年度の剩余金は約四千四百五億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十年度歳入歳出の決算

上の剩余金の処理の特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

昭和六十一年度におきましては、給与改善費を初めとする追加財政需要が相当程度に上る一方、税収は当初予算をかなり下回り、補正予算編成において既定経費の節減を行つてもなお財源不足の状況にあります。

要旨

本法律案は、このような厳しい財政事情のもとで特例公債の追加発行を回避するため、昭和六十年度歳入歳出の決算上の剩余金の全額を六十一年度補正予算の不足財源に充当することができるよう、財政法第六条第一項の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、特例公債発行下において減債基

金制度を維持することの意義、国債の金利負担軽減を重視する必要性、税制改革における税収中立性の考え方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案（衆第九号）

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、昭和六十二年分の所得税について、その負担の軽減を図るため、同年分の所得税に係る配偶者控除の額については、三十三万円に五万円を加算した金額とするものである。

なお、本法律施行に伴う昭和六十二年度における租税の減収見込額は、約千三百三十億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものであります。して、さきに関係各党派間で合意を見た、いわゆる所得税減税問題の措置として、昭和六十二年分の所得税について、その負担の軽減を図るため、同年分の所得税に係る配偶者控除の額については、三十三万円に五万円を加算することとし、同年分の年末調整又は確定申告を通じて行おうとするものであります。

なお、本法施行に伴う租税の減収額は、昭和六十二年度約千三百三十億円と見込まれております。

委員会におきましては、質疑、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。